

求職者資格取得支援事業～助成対象の技能講習を拡大します～

▷申請先/問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市が指定する技能講習を受講するときに必要な経費の一部を助成します。

▷助成対象講習

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ★**床上操作式クレーン運転技能講習**
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・ショベルローダー運転技能講習
- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ★**アーク溶接等の業務に係る特別教育**
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・介護支援専門員研修
- ・医療事務講座
- ・危険物取扱者
- ※★印が新たに助成対象となる講習です。平成30年4月1日以降の講習修了者が助成対象となります。

- ▷**助成対象者**＝次の全ての要件を満たす人
 - ・市内在住の人
 - ・満18歳以上の人(在学中の人を除く)
 - ・公共職業安定所に求職申し込みをしている人
 - ・対象講習などを受講し、修了した人
 - ・市税を滞納していない人
- ▷**助成金額**＝講習受講料など(テキスト代を除く)の½に相当する額(1,000円未満切り捨て)
 - ※単年度につき、25,000円が上限
- ▷**申請方法・期限**＝資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。
 - ①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)
 - ②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し
 - ③資格の取得を証明するものの写し
 - ④受講料などの領収書の写し
 - ⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金請求書(様式第2号)
 - ※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関に備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
 - ※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みします。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業など工事に関する住民説明会を開催

▷問い合わせ先＝市街地整備係(☎内線344)

市では、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業など工事に関する住民説明会を開催します。

- ▷**期日**＝5月22日(火)
- ▷**時間**＝1回目＝午後2時～
- 2回目＝午後7時～

※説明内容は同じです。都合の良い時間の説明会にご出席ください。

- ▷**会場**＝大船渡地区公民館
- ▷**内容**＝街区の建築開始可能時期と主要道路の供用開始時期、本年度の工事内容、歩行者避難経路、建築工事等の許可申請手続、今後の事業の流れなど

- ▷**対象**＝震災前に、台町・明土・川原・北笹崎・南笹崎・中央通・茶屋前・南町・永沢・須崎・浜町行政区に所属していた、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の地権者など、どなたでも参加できます。



新規学卒者等就職奨励金のご案内

▷申請先/問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市では、若年者の地元への就職および定着を促進するとともに、地域の活性化を図るため、市内の事業所に就職した新規学卒者などに対し、大船渡商工会議所が発行する大船渡地域商品券を交付します。

- ▷**交付対象**＝雇用された年度の4月1日現在の年齢が35歳未満であって、市内の事業所に常用雇用者【※】として雇用された新規学卒者など
 - ※常用雇用者とは、雇用保険の被保険者であって、雇用期間の定めがない、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された場合をいいます。
- ▷**新規学卒者などの範囲**
 - 次のいずれかに該当し、市内在住の人
 - ①新規学卒者＝(1)または(2)のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に、市内の事業所に雇用された人
 - (1)大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人
 - (2)平成30年3月に中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した人

- ②Uターン者＝本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に雇用された人
- ③I・Jターン者＝本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に雇用された人
- ▷**奨励金の額**＝1人につき、大船渡地域商品券6万円分
- ▷**申請期間**＝雇用された日から6カ月経過後
- 【例】就職日が4月1日の場合、10月1日から申請できます
- ▷**申請方法**＝申請書類に必要事項を明記の上、申請してください。
- ※申請書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

勤労者向け各種融資あっせん制度のご案内

▷問い合わせ先＝東北労働金庫大船渡支店(☎06110)/商工課労政係(☎内線111)

市では、市内に住所がある勤労者を対象に各種融資をあっせんしています。

- ▷**対象**＝市内に1年以上住所を有する勤労者で、次の要件を全て満たす人
- ①**申込年齢**＝申込時年齢が満18歳以上で、最終返済時年齢が満76歳未満の人
- ②**勤続年数**＝同一事業所に1年以上勤務している人

- ③**年収**＝前年中の税込み年収が150万円以上の人
- ④**保証**＝東北労働金庫が指定する保証機関の保証が受けられる人
- ⑤**その他**＝納期到来分の市税を完納している人
 - ※制度の利用には、一定の条件を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください
- ▷**申込先**＝東北労働金庫大船渡支店(☎06110)

■平成30年度勤労者向け各種融資あっせん制度の概要

種類	限度額	貸付期間	融資金利	資金用途
生活資金	100万円	7年以内	2.75%	生活資金・家具などの購入資金など
教育資金	200万円	10年以内	1.55%	入学料、授業料、教科書購入費など
福祉資金	100万円	7年以内	0.50%	育児・介護休業中の生活資金など

